

◆ 計画の目的と現状

● **目的** 障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画、県の障がい者計画を反映し、市町村が策定する 障害者施策の基本的な計画であり、本市障害者施策の基本的な目標や施策の方向性等を定める。

● **現状**

- ・ 医療的ケア児の増加
- ・ 障害者の高齢化
- ・ 発達障害やその疑いのある子どもの増加
- ・ 施設の老朽化

◆ 第3次計画の基本理念

誰一人取り残さず ともに支え合い いきいきと暮らせるまち 鶴岡

◆ 第2次鶴岡市障害者保健福祉計画からの主な見直し事項

- ①障害福祉を含めた様々な相談へ一元的に対応する重層的支援体制の構築
- ②医療的ケア児とその家族への支援強化
- ③発達障害やその疑いのある子どもへの支援充実
- ④障害者の権利擁護と障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて整備した地域生活支援拠点の支援充実
- ⑤強度行動障害に対する支援
- ⑥障害者の一般就労への移行に向けた関係機関との連携強化
- ⑦グループホームへの居住支援と公設の福祉施設の再整備に向けた検討

◆ 計画の位置づけ

第3次鶴岡市障害者保健福祉計画と鶴岡市障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）は、第2次鶴岡市総合計画を実現するための個別計画として位置づけられ、鶴岡市地域保健福祉計画など関係各課の諸計画との整合性を図ります。

第2次鶴岡市総合計画（基本計画 2福祉と医療 (4)障害者が自立して暮らせる地域共生社会の実現）

鶴岡市地域福祉計画

関係各課の諸計画

第3次鶴岡市障害者保健福祉計画【基本計画】1~5頁

鶴岡市障害福祉計画【実施計画】6~9頁
（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

「施策の体系」

誰一人取り残さず ともに支え合い いきいきと暮らせるまち 鶴岡

= 基本理念の変更理由 =

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、障害のあるなしに関わらず、鶴岡に住む全ての人がお互いに支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指して、各施策を実施していく。

(第2次計画の基本理念: 認めあい 支え合って ともに生きるまち 鶴岡)

(基本目標) I 地域で安心して暮らすために

[分野]	[施策の方向性]
1. 相談支援	(1) <u>相談支援体制の充実</u> (2) 障害のある人の家族への支援 (3) 地域での支援体制の充実
2. 保健・医療	(1) <u>保健・医療サービスの充実</u>
3. 暮らしを支えるサービス	(1) <u>障害福祉サービスの充実</u> (2) 経済的な生活保障 (3) 精神に障害のある人への地域生活移行支援
4. 権利擁護と差別解消	(1) <u>権利擁護と虐待防止</u> (2) 差別の解消

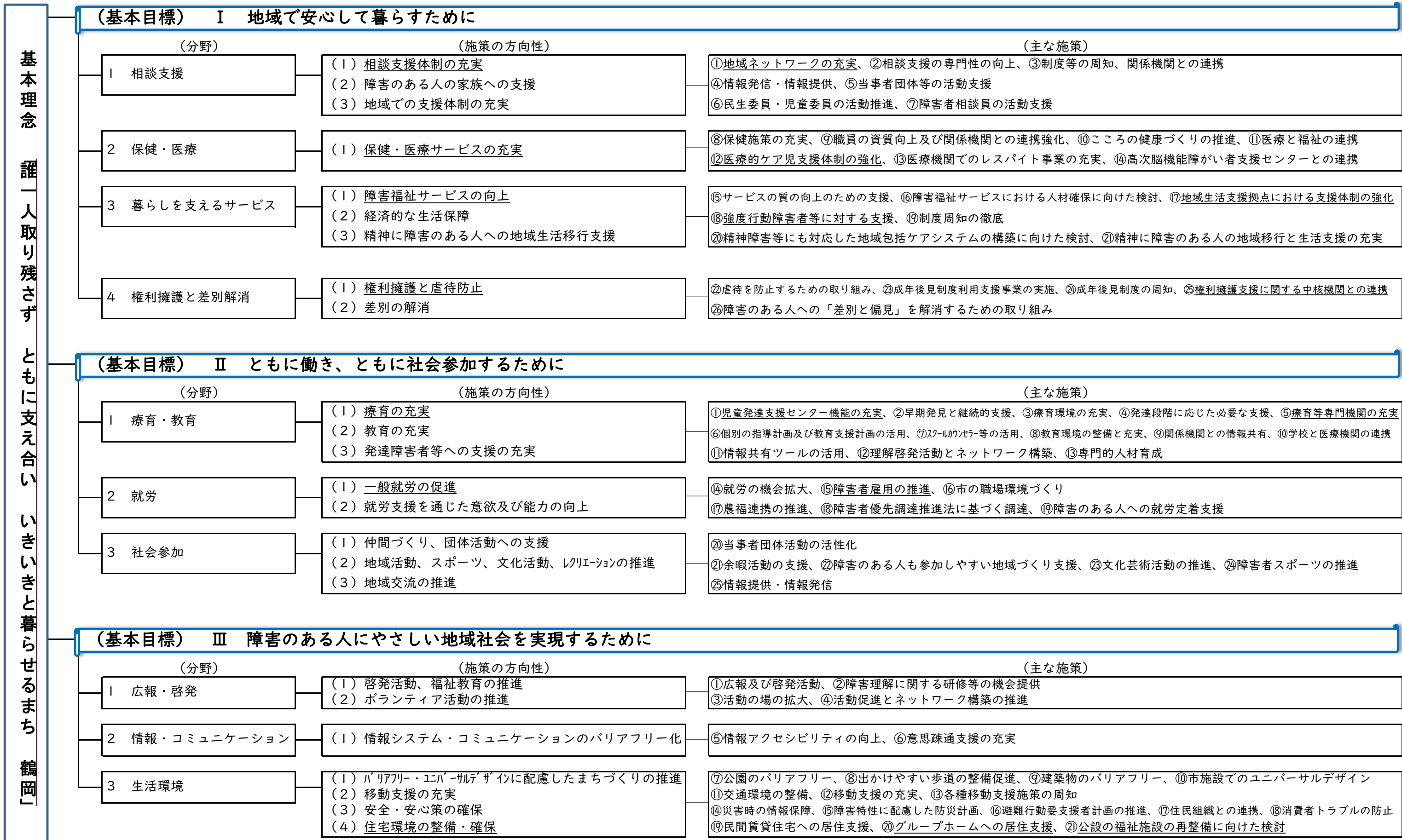
(基本目標) II ともに働き、ともに社会参加するために

[分野]	[施策の方向性]
1. 療育・教育	(1) <u>療育の充実</u> (2) 教育の充実 (3) 発達障害者等への支援の充実
2. 就労	(1) <u>一般就労の促進</u> (2) 就労支援を通じた意欲及び能力の向上
3. 社会参加	(1) 仲間づくり、団体活動への支援 (2) 地域活動、スポーツ、文化活動、レクリエーションの推進 (3) 地域交流の推進

(基本目標) III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために

[分野]	[施策の方向性]
1. 広報・啓発	(1) 啓発活動、福祉教育の推進 (2) ボランティア活動の推進
2. 情報・コミュニケーション	(1) 情報システム・コミュニケーションのバリアフリー化
3. 生活環境	(1) <u>バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進</u> (2) 移動支援の充実 (3) 安全・安心策の確保 (4) <u>住宅環境の整備・確保</u>

第3次鶴岡市障害者保健福祉計画の施策体系



◆見直しのポイント①

課題・施策の方向性・主な施策（取組例）	
I 地域で安心して暮らすために	「課題①」：高齢・障害・子ども・生活困窮など分野別の相談支援体制では対応困難な制度の狭間にいる方への支援 ↓
	分野：1 相談支援 施策の方向性：相談支援体制の充実
	主な施策：「地域ネットワークの充実」（課題①への対応） ・障害福祉を含めた様々な相談へ一元的に対応する重層的支援体制の構築
	「課題②」：医療的ケア児の受け入れ事業所が少なく、看護する保護者の負担が大きい ↓
	分野：2 保健・医療 施策の方向性：保健・医療サービスの充実
主な施策：「医療的ケア児支援体制の強化」（課題②への対応） ・医療的ケア児とその家族のためのショートスティや訪問入浴等のサービス向上	
「課題③」：障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて整備した地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ事業所(登録制)と利用実績が少ない 「課題④」：強度行動障害を受け入れて対応することができる人材と事業所の不足 ↓	
分野：3 暮らしを支えるサービス 施策の方向性：障害福祉サービスの向上	
主な施策：「地域生活支援拠点における支援体制の強化」（課題③への対応） ・地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ登録事業所数の増加を含む支援体制の充実 主な施策：「強度行動障害等に対する支援」（課題④への対応） ・強度行動障害者の受け入れができる事業所の充実	
「課題⑤」：障害者の高齢化に伴う成年後見制度等の権利擁護支援ニーズの増加 ↓	
分野：4 権利擁護と差別解消 施策の方向性：権利擁護と虐待防止	
主な施策：「権利擁護支援に関する中核機関との連携」（課題⑤への対応） ・成年後見制度等の権利擁護支援に関する中核機関との連携	

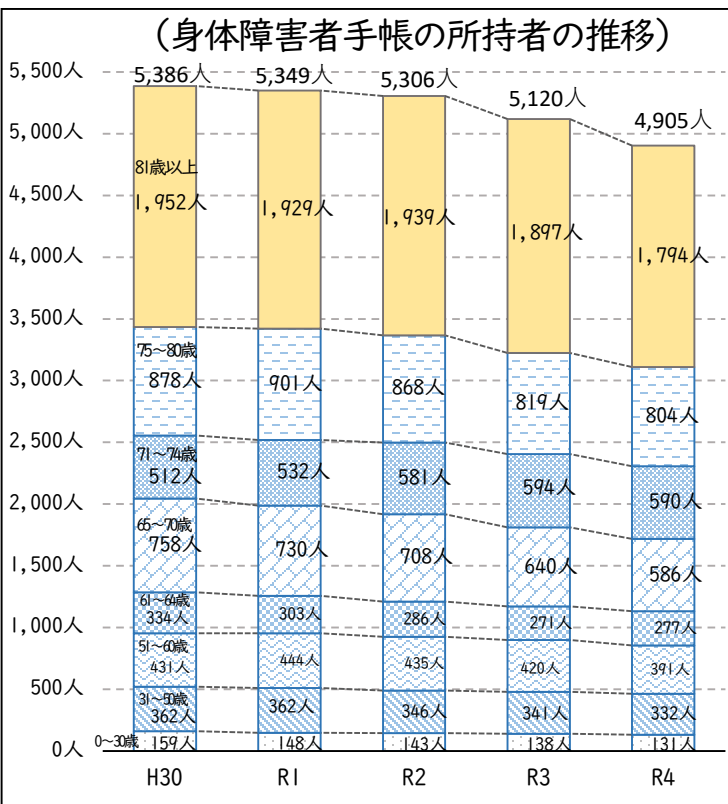
◆見直しのポイント②

II ともに 社会 働き、 参加 する ため に	課題・施策の方向性・主な施策（取組例）	
	「課題⑥」：発達障害の疑いのある子どもとその家族への支援充実 「課題⑦」：発達障害の疑いのある子どもの増加に対応した療育体制の充実	
	分野：1 療育・教育 施策の方向性：療育の充実	主な施策：「児童発達支援センター機能充実」（課題⑥への対応） ・発達障害の疑いのある子どもとその家族への相談支援と障害福祉サービス利用に対する支援充実 主な施策：「療育等専門機関の充実」（課題⑦への対応） ・こども医療療育センター庄内支所の機能強化に関する要望
	「課題⑧」：障害者の経済的な安定に向けた雇用の拡大と安定	
III や 障害 の ある 人 に を 実 現 する ため に	課題・施策の方向性・主な施策（取組例）	
	「課題⑨」：市内グループホームの総定員数の不足 「課題⑩」：施設入所支援サービスを提供する愛光園の施設老朽化への対応	
	分野：3. 生活環境 施策の方向性：住宅環境の整備・確保	主な施策：「グループホームへの居住支援」（課題⑨への対応） ・障害のある人が入居できる市内グループホームの整備支援 主な施策：「公設の福祉施設の再整備に向けた検討」（課題⑩への対応） ・施設の老朽化が進行している愛光園の再整備に係る調査実施と整備計画の検討
	「課題⑩」：施設入所支援サービスを提供する愛光園の施設老朽化への対応	

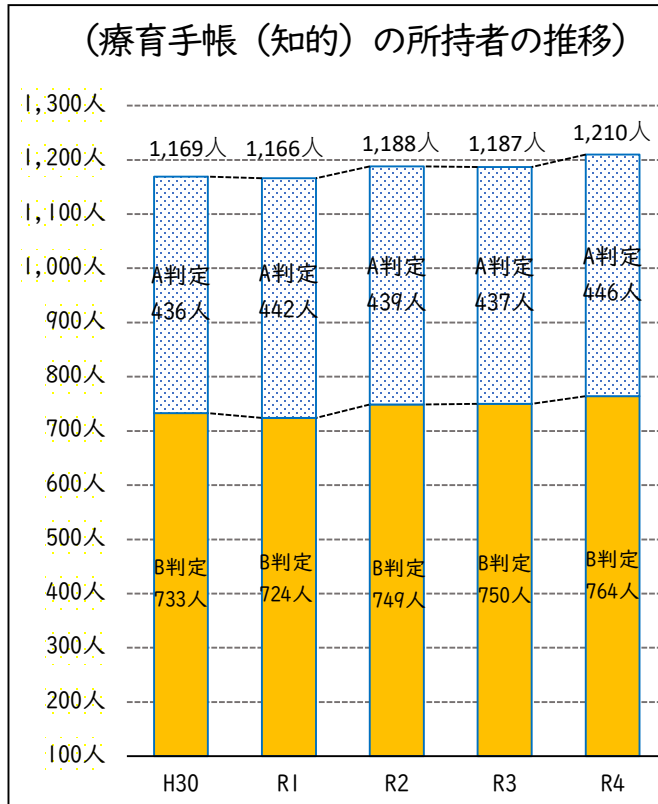
◆ 計画の目的

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、国の基本指針、県の障がい福祉計画を反映し、**障害福祉サービスの需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組**を定める。

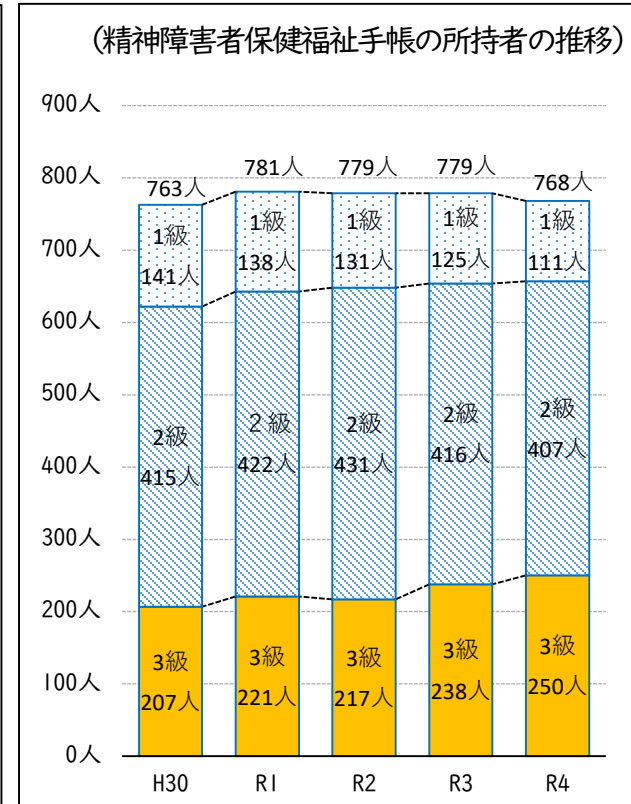
◆ 障害者手帳の所持者の推移



身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付され、重い方から順に1~6級までの6種類となっている。



知的障害があると判定された方に交付される手帳等級は、A判定(重度障害)とB判定(中度障害)の2種類となっている。



一定程度の精神障害の状態(統合失調症、うつ病など)にあると認定された方に交付され、重い方から順に1~3級までの3種類となっている。

「第7期障害福祉計画」

◆福祉施設入所者の地域生活への移行と福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	基準値	R8年度までの目標値
「福祉施設入所者の地域生活への移行」		207人(基準値から5.05%減少)
①福祉施設入所者数	218人(R4年度)	※国の指針に基づいた目標値
②福祉施設入所者の地域生活(グループホーム等)への移行者数		7人(基準値から3.2%移行) ※国の指針より低い目標値(過去実績より設定)
「福祉施設からの一般就労への移行」		
①福祉施設からの一般就労への移行(年間)	11人(R3年度)	14人 ※国の指針に基づいた目標値
②就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型から一般就労への移行(年間)	9人(R3年度)	12人 ※国の指針に基づいた目標値
③就労定着支援の利用者数(年間)	10人(R3年度)	14人 ※国の指針に基づいた目標値

◆R5年度(実績見込み)からR8年度までに増加を見込む障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度(実績見込み)		R8年度(見込み)		理由
	月平均	人数	月平均	人数	
①訪問系サービス : 同行援護	22時間分	4人	41時間分	6人	R3~4年度までの各サービスの利用実績とR5年度実績見込みをふまえて、R8年度までの利用者の増加を見込んでいる。
②日中活動系サービス : 生活介護	6,817人日分	361人	6,990人日分	372人	
③就労系サービス : 就労移行支援 : 就労定着支援 : 就労継続支援A型 : 就労継続支援B型	377人日分	24人	409人日分	26人	
	8人日分	8人	9人日分	9人	
	1,670人日分	81人	1,888人日分	93人	
	11,097人日分	611人	11,727人日分	727人	
④居住系サービス : 共同生活援助 : 短期入所		230人		247人	
	526人日分	97人	566人日分	119人	
⑤相談支援サービス : 計画相談支援 : 地域定着支援		386人		467人	
		7人		11人	

◆R5年度実績見込みと同量を見込んでいる障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度(実績見込み)		R8年度(見込み)		理由
	月平均	人数	月平均	人数	
①訪問系サービス : 居宅介護 : 重度訪問介護	2,281時間分	165人	2,281時間分	165人	現在の計画の見込みよりも実績が低く推移しており、介護保険への移行も見込まれることから、R5年度度からと同量を見込んでいる。
	211時間分	6人	211時間分	6人	
②居住系サービス : 療養介護		22人		22人	
③相談支援サービス : 地域移行支援		1人		1人	

「第3期障害児福祉計画」

◆ 障害児支援の提供体制の整備

項目	数値等	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末時点の設置数（各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置）
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備	令和8年度末までに体制整備	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備の予定時期及び計画 ※鶴岡市障害者自立支援協議会での協議を予定
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	令和8年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数（各市町村に少なくとも1ヶ所確保）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数（各市町村に少なくとも1ヶ所確保）
医療的ケア児支援協議の場の設置状況	有	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	4名	令和5年度末の配置人数（全ての市町村において配置）

※国の基本指針に即して設定していますが、障害児支援の提供体制の整備における事業所の設置か所数については、機能的に概ね補完されている提供体制の場合も設置とみなして目標設定しています。

◆ 発達障害者等に対する支援の強化

内容	単位	R 6	R 7	R 8	推計の考え方
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	人	15	15	15	鶴岡市障害者地域自立支援協議会の発達障害部会での取組実施

「第3期障害児福祉計画」

◆ R5年度（実績見込み）からR8年度までに増加を見込む障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度（実績見込み）		R8年度(見込み)		増加理由
	月平均	人数	月平均	人数	
障害児通所支援サービス：放課後等デイサービス ：保育所等訪問支援 ：居宅訪問型児童発達支援 ：障害児相談支援	3,197人日分 4人日分 9人日分	230人 2人 1人 137人	3,763人日分 16人日分 36人日分	290人 8人 4人 173人	R3~4年度までの各サービスの利用実績とR5年度実績見込みをふまえて、R8年度までの利用者の増加を見込んでいる。

◆ R5年度実績見込みと同量を見込んでいる障害福祉サービス

サービス区分・名称	R5年度（実績見込み）		R8年度(見込み)		理由
	月平均	人数	月平均	人数	
障害児通所支援サービス：児童発達支援	310人日分	29人	310人日分	29人	現在の計画の見込みよりも実績が低く推移しているため、R5年度と同量を見込んでいる。